産業建設常任委員会記録

令和７年１２月５日

【開催日】　令和７年１２月５日（金）

【開催場所】　第１委員会室

【開会・散会時間】　午前９時～午前１０時３５分

【出席委員】

委員長	恒　松　恵　子	副委員長	中　島　好　人
委員	穐　本　真　一	委員	武　野　裕　司
委員	中　村　博　行	委員	福　田　勝　政
委員	矢　田　松　夫		

【欠席委員】　なし

【委員外出席議員等】

議長	髙　松　秀　樹	副議長	大　井　淳一朗
紹介議員	宮　本　政　志		

【執行部出席者】

農林水産課長	平　　健太郎	農林水産課課長補佐	本　多　享　平
農林水産課農林係長	伊　勢　克　敏	農林水産課耕地係長	河　内　和　雅
農林水産課耕地係主任主事	宗　村　真　弓		

【参考人出席者】

参考人	岩　本　新　吉	参考人	松　岡　　進
参考人	上　田　俊　美	参考人	中　村　和　良

【事務局出席者】

局長	石　田　　隆	議事係書記	末　岡　直　樹

【審査内容】

１　請願第２号　土地改良区の運営に係る事務費補助を求める請願書

午前９時　開会

恒松恵子委員長　皆さんおはようございます。ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。それでは、請願第２号土地改良区の運営に係る

事務費補助を求める請願書を議題として審査を行います。本日は紹介議員として宮本政志議員の出席を得ております。また、参考人として岩本新吉氏、上田俊美氏、松岡進氏、中村和良氏の出席を得ております。本日は、パソコン持込みの申請がありましたので許可しております。それでは、委員会を代表して、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席いただき本当にありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼を申し上げるとともに、本日は忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。本請願について、まず紹介議員から、次に参考人からの御説明を頂き、その後委員から質疑に入ります。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださるようお願いいたします。発言の内容は問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人の方は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承をお願い申し上げます。初めに、請願の内容について、紹介議員に説明を求めます。

宮本政志紹介議員　おはようございます。請願の紹介議員として出席をさせていただいております宮本でございます。産業建設常任委員会の委員の皆さん、この請願書に関しましては、もう既に熟読をされて、請願趣旨あるいは願意といったものはもう十分にかつ正確に御理解をされていることと思いますので、ぜひ精度の高い審査をしていただけたらと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

恒松恵子委員長　ありがとうございました。次に、参考人からの説明を前に趣旨を申し上げます。本請願の趣旨につきましては、山陽小野田市内にある土地改良区の安定的、持続的な運営を行うため、事務担当、会計職員などの事務費に対する行政からの補助をお願いしたいという趣旨でございます。次に、参考人から説明を求めます。それでは参考人の中村和良様、補足等御説明をお願いいたします。

中村和良参考人　おはようございます。後潟土地改良区の事務担当理事をしております中村と申します。よろしくお願いいたします。今回の請願の例として、後潟土地改良区の状況で少し説明をさせていただきます。現在、後潟土地改良区は面積が８５ヘクタール、組合員が１２０名という規模の改良区です。現在、事務それから会計は全て私のほうで担当してやっておりますが、それに対する報酬といいますか、理事手当が年１万円、それから役付き手当が５，０００円です。この状態で、いろいろな事務処理、それから会計処理をやっております。会計を複式簿記にするように国のほうから指導がありまして、それに変更するということで非常に苦労しておりますが、それに見合うだけの報酬が出ていない。ボランティアでやってるような状況です。これを次の人たちにやっていただかないといけないんですけれども、仕事量に対して見合うだけの報酬が出せるかというと、改良区の賦課金で賄うというのが非常に難しい状態です。もちろん賦課金を値上げするという努力も必要なんですけれども、なかなかその値上げも難しい状態にありますし、それから施設の改修等にかかる費用もだんだんと増えてきている状態です。したがいまして、次の人にやっていただくためにも、人件費の値上げが必要になってきております。補助金を出していただくと、改良区としては次の人にバトンタッチするときにお願いしやすくなるということもありますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。

恒松恵子委員長　ありがとうございました。以上で請願に対する説明が終わりました。これから質疑に入ります。委員各位の質疑を求めます。

穐本真一委員　確認なんですけど、会計年度処理の年度は何月から何月までになるんですか。

中村和良参考人　４月から来年の３月までになります。

恒松恵子委員長　賦課金は大体１件当たり幾らぐらい納めていただいている状

況でしょうか。それぞれ違うと思いますので、代表的なもので構いません。

中村和良参考人　後潟土地改良区は、現在１反当たり１，０００円の経常賦課金を出していただいております。

恒松恵子委員長　一番多い方でお幾らぐらいになりますか。

中村和良参考人　それは面積によって違いますけれども、今多いのは５万円ぐらい支払っておられる方があります。

穐本真一委員　中村さんの仕事の時間はどういうふうな――もう毎日になるんですか。

中村和良参考人　それほどの作業量は、現在はありません。１２月に賦課金徴収、それから３月に総会を行いますのでそのときに作業が集中していきます。毎月の処理は会計処理、それから理事会等の役員会の資料作り、それから会議の後の議事録の作成とか、行政のほうからいろいろな連絡事項とか、それから書類の提出事項とかそういうことがあります。月に２日か３日ぐらいで、賦課金徴収、それから総会のときはかなりの作業量になります。前に私たちの地区はほ場整備をやっておりましたけれども、そのときは補助整備に関わるいろいろな書類の作成、それから借入金の処理とかいったこともやりましたので、かなりの仕量量になりました。

矢田松夫委員　今日は御苦労様です。請願の理由を見てみますと、前段は非常に現状については苦労しているというのがずっと書かれておりまして、後段については、ぜひこのようにしてほしいという本来の請願の理由がここに記載されておりますけれど、後段のどうしてほしいという請願の趣旨について質問してみたいと思います。それぞれ今回出された後潟、

高千帆、古開作については、補助対象の項目が事務費の補助と書いてありますけれど、現状については事務費の補助についてはどうなってるのか。補助金の交付要綱を見てみますと、事務費が入ってないんですよね。それを新たに新設してほしいという請願の内容というふうに私はとれたんですが、それについてはいかがでしょうか。現状でいいですよ。現状どうなってるのか。大変苦労されて、先ほど言いましたように、賦課徴収金の徴収にしても、非常に事務が大変だということも聞いておりますし、事務担当の方が年に５，０００円ですか。役職の報酬も少ないんだと言われました。ここに寝太郎堰もあり、寝太郎堰の場合は理事長の方の年額が３万円、そして、理事や監事の方が年額５，０００円となっています。これに比べると経常賦課金は、作付面積、会員数とも今回の３団体の方で比較すると、寝太郎堰がかなり人数多いからそれなりの報酬があると思うんですけれど、それらを含めて現状についてお話しできますか。一つは先ほど言いましたように、事務の現状はどうなっているのか。それから二つ目はそういった役職の手当についてはどうなってるのか。

恒松恵子委員長　矢田委員、質疑は一つずつお願いします。初めに事務費の現状でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、事務費の現状についてお願いいたします。

中村和良参考人　改良区の運営用の事務費は、経常賦課金で賄うということですね。令和６年度の例でいきますと、賦課金収入が８５万円です。人件費に３４万円でこれが４０％になります。その他の運営管理費が事務費に当たると思うんですけれども、これが５０万円ぐらいという状況です。行政からの補助金というのはありません。

恒松恵子委員長　矢田委員、二つ目の質疑はありますか。簡潔にお願いします。

矢田松夫委員　請願書に書いてますように、事務を担当する人が非常に困難と

は言いませんけれど、事務については大変だということが書かれております。そういう補助の対象に事務費はなっていませんけど、新たにその事務費を新設してほしいということが請願の主な趣旨でしょうか。

中村和良参考人　先ほど私が言いました事務費というのは、いろいろな補修費とかそういったものも皆含めての事務費になりまして、うまく言えないんですが、人件費の補助を出していただきたいというのが希望でございます。

宮本政志紹介議員　請願者の方々も困られるでしょうね。先ほどの矢田委員の質問に関しては、もう請願の趣旨に、事務担当、会計職員等の事務費に対する行政からの補助をお願いしたいと書かれてますよね。そのことを再度確認されたような質問でしたけど、もう少し精度の高い、しかも簡明な質問をしていただかないと、請願者の方々は一般の方々です。我々議員と違いますので、委員長よろしくお願いいたします。

恒松恵子委員長　中村様、運営事務費の補助ということで、請願書にございますからということで私たちは理解しております。

上田俊美参考人　賦課金につきましては、これだけで事業運営というのはほとんど無理な状況です。今、後潟は増えてやってますけど、各土地改良区によって実態が違うんです。だから、後潟とかそういうところは規模が小さいんですね。そういう中でいろいろ事業をやるけど、もうほとんどが事務的な経費となっていくわけです。だから、そういう部分に対して、いわゆる賦課金を値上げしてまでやるかっていうと、なかなか現在の農業の状況から言えば、だんだん面積も減るし、高齢化にもなって、それができないというのが現状なんですね。私のほうの高千帆土地改良区は、皆さんの改良区よりちょっと大きいんですね。そういうことで、事務の職員を常時置いているんですね。そういう中でやっておりますが、やはり、人件費が重くのしかかるような状況になっております。現在の農業

の情勢ももうどんどん面積が減って、高齢化して後継ぎがおられない。そういう状況の中で、賦課金は、総代会で最終的に決定するんですが、組合員が５００ぐらいなんですね。そして、面積も１７０ヘクタールぐらいある。そういうことで、賦課金もよそに比べるとちょっと多いんですけど、今、この４月から８００円を２，０００円に上げたんですね。その前の状況で８００円のときでも、１８０万円ぐらいです。それを今度は２,０００円に上げても２.５倍ぐらいにしかならないんですよね。４００万円から５００万円の範囲で、それで事業をやるっていってもなかなか難しい状況なんです。そういうことで、端的には、その費用そのものはもう完全に不足しているという状況になるかと思います。そういうことで御理解いただければなと思います。

中村博行委員　今おっしゃったように、本市の土地改良区としては五つなんですけども、あと組合がありますよね。そういった中で、もうそれぞれ特色があって､環境が全く違うというのが実情だと思うんですよね｡ただ、確認したいのは、もうどちらの土地改良区も施設関係を本当は修繕したいんだが、そういったお金がないということでいろいろな形で苦労されてると思います。その中でやはり共通して言えるのは、令和４年以降、複式簿記が導入されて、これは義務づけられた中で、そこから会計さんの人材というのが、言うならば農業者にとってもう全く畑違いのものであって、たまたま今まで継続してやられた方がいらっしゃるので何とかそれで賄っているけども、次世代にこれを継承していくのにはとても人材が見つからない。ややもすると、外部へ委託して出さなくてはいけないといったところからすると、人件費がかさむ。今５，０００円とかいろいろ言われてますけど、会計だけで本当は数十万円出さないと、外部からは来ていただけないのが現状だと思うんですよね。その辺をしっかりもう１回確認したいと思うんです。やっぱり事務費が、会計ともろもろの事務処理があって、それを一括してやられてると思うので、後潟の中村さんにお聞きしようと思うんですけど、会計だけではなしに、さっきの話では事務一般ですよね。役員会の資料をつくらないといけないと

か、それを全てやられるというふうなことでよろしいですか。

中村和良参考人　はい。そのとおりです。

中村博行委員　外部から連れてくるにも大変だと思うんで、その辺りの報酬です。取りあえず、人件費、事務費を含めた中でそういう役員手当というか、そういったもろもろの見直しについて各土地改良区がもう会計だけではなく、役員の方への報酬も見直さなければいけないとお考えでしょうか。

中村和良参考人　やはりこれから次世代の方にやっていただくということになりますと、そういったことにも見合う報酬が出せるような形が望ましいと考えております。

福田勝政委員　分からないので教えてください。今の組合員が２万人って言われましたよね。それは……

恒松恵子委員長　言われておりません。

福田勝政委員　すみません。会費っていうのは、別にそれぞれ組合員から取るっていうことはないんですか。

恒松恵子委員長　今の賦課金として頂いておると説明がございました。後潟は１反当たり１，０００円とのお答えを頂いております。

中島好人副委員長　どうも御苦労様です。請願の理由とかは、前半のところでは農業従事者も減るし､なかなか厳しい状況というのはよく分かります。本当に大変なことだというのは感じます。やはり見合わないということで、補助をしてほしいというのは当然あるわけです。ちょっと漠然としてるんですけども、具体的にどのぐらい補助をしてほしいというか、後

で、額が少なくても補助したじゃないかというふうになってもいけないなと思うから、見合う額を具体的には考えておられますでしょうか。

中村和良参考人　幾ら欲しいというふうな形では何とも言えないんですけれども、頂ける補助に併せて、もっと賦課金を上げてとかいう形で工夫していくしかないと思ってます。ですから、具体的にこのぐらいというのはちょっとお答えできかねます。

中島好人副委員長　やっぱりどこの自治体においても、土地改良区の事業というのは、大変なことだろうし、農業振興の発展のためには必要だし、発展していかなきゃいけないと思ってますけども、他市というか、他自治体で補助を出してるようなところは御存じでしょうか。

中村和良参考人　具体的にそういう話を聞いたことがありませんので、私どもでは分かりかねます。

恒松恵子委員長　そのほか、参考人への質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）皆さん御理解いただいたということで、それでは以上で質疑を終了いたします。参考人の皆様方には一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、本委員会に御出席いただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対して心から感謝申し上げます。皆様から頂きました貴重な御意見等は、今後、本委員会で審査に十分に生かしてまいりたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。それでは、岩本新吉様、上田俊美様、松岡進様、中村和良様には御退出いただきます。委員の皆様はしばらくお待ちください。それでは、委員会を暫時休憩いたします。

午前９時２７分　休憩

午前９時３３分　再開

恒松恵子委員長　それでは休憩前に引き続きまして、産業建設常任委員会を続けます。ただいま、請願に際して、委員から質疑を求めまして、請願者から詳しくお話を伺いました。執行部に尋ねる必要があるかどうか、皆様にお諮りしたいと思いますので、執行部に呼ぶことについての皆様、御意見はありますか。

中村博行委員　今回の請願は、三つの土地改良区ですけど、市内全域のことを考えれば、一番それを統括しているのは農林水産課だと思います。まだ先ほど、請願者では答えられない部分が結構あったと思うので、そういうものを含めて、やはり執行部を呼んで、その質疑の中で、この請願の内容をしっかり、深掘りしていったらいいんではないかと思います。

恒松恵子委員長　中村委員から御意見がございました。ほかに皆様ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは執行部を呼びまして、引き続き、委員会で質疑をしたいと思います。ここで暫時休憩に入ります。

午前９時５２分　休憩

午前１０時１９分　再開

恒松恵子委員長　休憩前に引き続きまして、産業建設常任委員会を再開いたします。それでは、執行部の出席の下で審査を進めてまいります。請願第２号土地改良区の運営に係る事務費補助を求める請願書についてでございます。それでは、先ほどの請願を受けまして、執行部へ質疑をお願いします。土地改良区については、三つの土地改良区の方がお越しになりましたが、予算書及び決算書を読み解きますと、土地改良区が、高千帆、後潟、山陽、古開作、厚狭の五つ、あと組合が主な南高泊干拓という理

解でよろしいですか。

本多農林水産課課長補佐　土地改良区につきましては五つ、干拓については一つで計６か所になっております。

恒松恵子委員長　これについては、予算決算で示してございます。それも含めて皆様方の質疑を求めます。

中村博行委員　どの土地改良区も今、苦慮しておるのが会計担当だと思っています。複式簿記が令和４年度から義務づけられたと思うんですけども、その辺に関して五つの土地改良区で、複式簿記になってから会計がどう対処されたのか。あるいは内容について、お困りになっているような点がありましたら、教えてほしいと思います。

本多農林水産課課長補佐　まず、複式簿記に移行した説明になりますが、平成３０年度に土地改良法の一部改正により、財務会計の見直しが行われました。それに伴い、令和４年度から複式簿記に移行した流れになっております。こちらの業務が一番、会計事務の負担が増えた要因になっております。そういった中で、平成３０年度から複式簿記を行うため、それぞれの施設台帳、施設の数を調べるために事業を行い、その結果を基に資料をつくっております。その際、複式簿記を行うにはシステムが必要になります。そのため、システムにつきましては、各土地改良区で準備していただいておりますが、内容が分からない部分については、山口県土地改良事業団体連合会、市で、随時、講習会を行い、支援をしている状態になっております。

中村博行委員　講習会には、各土地改良区から関係者が５人も出るところはなく、数人が出られると思います。その中でやっぱり会計担当がいつも出られるとは限らないと思うんですよね。その辺のフォローも当然あろうかと思います。一番聞きたいのは、会計が変わったことで、それぞれお

悩みな点が各土地改良区であろうかと思います。具体的に会計システムがあって、どういう困り事があるというのを耳にされておりますか。

本多農林水産課課長補佐　各土地改良区によって、若干違ってる部分がありますが、改良区からお伺いしてるのが、現在の会計をやられてる方については、十分把握していますが、新たに引継ぎする際に、会計関係の経験者でなければ、複式簿記ができない部分はあります。もともと会計をやられた方も、土地改良区というもの自体が分からない部分があるので、会計をやっていただける方を探すのに、大変御苦労されていると、こちらも把握しております。

穐本真一委員　今、補助金を出されているっていうことなんですけど、この補助金の対象というか、内容に関しては、どういう項目に対しての補助金なんでしょうか。

本多農林水産課課長補佐　対象について、大きく分けたら、改良区が所有の排水機場、樋門の需要費、修繕料、管理委託料になっております。

穐本真一委員　確認なんですけど、その中には人件費は含まれていないということなんですかね。

本多農林水産課課長補佐　はい。委員のおっしゃるとおりです。

矢田松夫委員　今の補助率はそれぞれの改良区によって違ってくるということでいいんですかね。

本多農林水産課課長補佐　全ての改良区に対して、補助率は同じになっております。

中村博行委員　確認しますが、この補助を出しているという部分については、

完全に必要経費というか、さっき維持管理の委託料ということでおっしゃいましたけども、余分なものはもうほとんどないという理解でいいですかね。配置基準に対する電気代とか、もろもろの経費、もう完全に必要不可欠なものだけを出しているという理解でいいですか。

本多農林水産課課長補佐　必要なものと認識はしております。

中島好人副委員長　補助金の関係では、本市に山陽小野田市土地改良区事業推進費補助金要綱がありまして、この要綱に沿って補助金を出していると。先ほど説明があったように、人件費は要綱の中に入ってないということなんですけれども、担当課として人件費を補助することの必要性をどういうふうに判断されてますか。

本多農林水産課課長補佐　本市における土地改良区の運営状況については、施設の老朽化や、人員の体制、課題も十分機能が行き届いてないと把握しております。こうした中で、今委員から御説明があった山陽小野田市土地改良区事業推進補助金要綱に基づいて補助を行っております。

穐本真一委員　担当課としては、人権費に対して結構圧迫されてるっていう現状を把握されてたんでしょうか。

本多農林水産課課長補佐　実際のところ、先ほども請願者のほうから御回答があったように、理事の年間１万５，０００円という額が適正な価格かといったら、御回答することはできないんですが、一般的に見ると、少ないと思います。土地改良から聞いているお話では、厳しいと聞いております。

穐本真一委員　では、近隣他市においての現状が分かりますか。

本多農林水産課課長補佐　県内の１５か所、補助を行っている市町があります。

そういった中で、実際に、事務費の補助を行っているところを確認しました。その中で１５市町のうち１１市町が、事務費の補助を行っております。残りの４市町については、事務費の補助は行っておりません。この４市町は、推進費、光熱水費についてはお支払いしています。

矢田松夫委員　今回の請願の理由の中にも、こう書いてあることを言うべきものじゃないということでありますが、実際に今回の中心は、本来、払っていない人件費､いわゆる事務費については補助してほしいというのが、請願の大きな理由だろうと思うんです。ちょっと考えると、例えば契約にしたり、あるいは皆さん方に日当を払ったり、あるいは帳簿をつけたり、そういった事務の増大というのが現実にあれば、新たにそういったところを補助に付け加えると、対象にするということは考えられるんですかね。

本多農林水産課課長補佐　現在では、お答えすることはできませんが、先ほど日当のお話もありましたように、土地改良区に対して、何も補助していないわけではなく、推進補助金以外にも支援としては行っております。市の単独事業で行う小規模土地改良事業、農業用施設の整備に関わる原材料支給、そのほかに、多面的機能支払交付金等といった事業を活用して、土地改良区と連携し、補助を行っている状況になっております。

矢田松夫委員　そういうふうに補助を行っているけれど、真ん中の中段には、想定される業務において、以下ずっとあって、人材確保にも資するものであるとあります。この請願の趣旨については、なるほど、そのとおりだと、新たに事務費等については補助しないといけないというお考えがあるのかないのかです。

本多農林水産課課長補佐　土地改良区等自体は、地域の農業振興や環境保全をさせる重要な団体であると認識しております。そのため、今回の請願を踏まえて、維持管理、体制強化に有する支援の在り方については検討し

ていきたいと思います。

矢田松夫委員　検討するということですが、ここに書かれているその請願の理由の内容については、そのとおりだと認めるか、認めないか、実態は違うんだと。いや、請願者が出されている内容に沿って、全くそのとおりだと考えておるか、おらないのかを聞きたいんです。考えておれば、その次のステップに行きますからね。

本多農林水産課課長補佐　今回の請願についてはそのとおりであるという認識でございます。

矢田松夫委員　だから、次は補助金にステップが行くんじゃないかと思うんです。

中村博行委員　今回の請願の趣旨は人件費関係ということでありますけども、もう各土地改良区は、それにとどまっていないというのを先ほど参考人から聞いています。施設の関係がもう膨大な金額になっていく、それを先ほど言われましたように、多面的機能支払交付金とか小規模土地改良事業だけで賄い切れないという現状は認識されていますか。

本多農林水産課課長補佐　委員がおっしゃるとおり、施設の老朽化が大変激しくなっている状況になっております。そういった中で、小規模土地改良事業、原材料支給、多面的機能支払の長寿命化を活用し、整備を行っていますが、施設のメンテナンス、長寿命化の費用が足りてないという認識をしております。

矢田松夫委員　この中での補助金でいいますと、一番高いのが、高千帆土地改良区でありますが、主な事務で、現場においてこれは大変だという事務がベスト３ぐらいありますか。一番大きなものとしては契約があるよね。事務的なもので、一番高いのは、どういう内容ですか。

本多農林水産課課長補佐　会計事務の内容ということでよろしいでしょうか。（うなずく者あり）ベスト３というのが出しにくいのですが、先ほど請願者が申したように、総会、理事会等の資料作成、議案作成、各自の議事録、各土地改良区においては、組合員の台帳管理であったり、賦課金の面積、農地転用といった、更新作業もあります。また、土地改良事業に伴い、公告縦覧、情報提供、地元からの苦情要望等の受付の取りまとめがあります。こういった内容が、やはり業務の多忙性の中に含まれてるのではないかと考えております。

矢田松夫委員　それらを含めて事務量、業務量が増大しておるという中では、やっぱりその個人の例えば理事長の家で、あるいは役員の家でやっているというのが現状ですか。別にその事務所があるということはないということですか。

本多農林水産課課長補佐　各土地改良区によって、事務所で行ったり、各自宅もしくは理事長の自宅で行ったりしていると聞いています。

恒松恵子委員長　そのほか、質疑はありますか。例えば賦課金を値上げされて、土地改良区を運営するという方法が難しいということで、今回の請願も出たと思うんですが、賦課金を値上げすることに対して、本市の農林政策に対する影響みたいなものは、考えておられますか。例えば、農業者が離れるようなことですね。

本多農林水産課課長補佐　従来の賦課金というものは、会計理事等の報酬に充てるようになっております。農業者が減少した中で、賦課金を上げるとなれば、改良区自体を脱退される方もいらっしゃるとお話も聞いております。そういった中で、改良区も賦課金を上げたいという思いもありますが、難しいとお話を聞いております。

中村博行委員　ちょっと究極的な話になりますが、例えば、古開作とか、高千帆とかいうのは、もう分かりやすく言うと借金がない状況であると思うんですよね。だから、中にはもう解散を視野に入れているというところもあろうかと思います。なかなかハードルは高いと思うんですけども、実際に解散したときに、市にどういう影響があるかというところまで、人件費が絡んでくると思いますので、役員報酬を含めて、そういった経費を上げるために、総会で理解ができなかった場合ですよね。今、借金がないうちに解散というような話にもなりかねないと思うんですけど、その場合の市への影響というのをどのように考えておられますか。

本多農林水産課課長補佐　推進費として、山陽町古開作土地改良区でお話をさせていただければ、排水機場に対して財産を取得しているので、維持管理を行っている状況です。そのため、光熱水費、運転管理委託について補助を行っておりますが、仮に改良区が解散することになった場合、財産を市に帰属する協議が必要になります。仮に市が財産を受け取って、市が維持管理していく場合、費用が上がってくると思います。そういったことを考慮したら土地改良区等と市で一緒に維持管理を行っていきたいと思っております。

矢田松夫委員　補助金に対する決算を調査してみますと、中には繰越金が出ているような改良区もあると私は思っているんです。それはやっぱりそのどこかを切り詰めて、結果として繰越金が出たのかということなんですが、請願に書いてあります、例えば排水機場を今年修繕しないといけないけど来年に延ばしたいと。機械の整備がもう少し持つことができるとか、現状はそういうふうな状況になっているのか。例えば事務なんかも、理事長含めて役員の方がボランティアでやって日当はもらえないと。そういう切り詰めている結果として、この決算を見てみると繰越金が出たという状況っていうのはあるんですか。

本多農林水産課課長補佐　繰越金についてですが、実際のところ、どういった

ものに使うかといったら、臨時的な修繕の発生するものがございますので、そういったことのために繰越金が備えられているものと認識しております。

恒松恵子委員長　そのほか、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、こちらで執行部への質疑は終わりたいと思います。この後、若干休憩して、再度委員会を開きたいと思います。それでは暫時休憩に入ります。

午前１０時１９分　休憩

午前１０時２８分　再開

恒松恵子委員長　それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。請願第２号土地改良区の運営に係る事務費補助を求める請願書につきまして、自由討議という形で進めたいと思います。それぞれ御意見を頂けたら、ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

矢田松夫委員　今回３団体の土地改良区の代表の皆さん方が請願を出されておりますけれど、残りの団体の方も同様な実態だろうと察するわけであります。請願の理由をずっと見てみますと、結局は賦課金の値上げをするにしても、もう限界に来ているというのが請願者の声からも聞かれましたし、それに対応するには、補助金しかないという請願者の声も聞いたわけであります。さらに、現実の話としては、事務量が膨大であると。あるいは、作業量も増えているということも考えれば、その請願の理由については、納得するものであると私は察しました。

恒松恵子委員長　矢田委員から賛成ということで話がありました。そのほかありませんか。

穐本真一委員　お話を聞いて、８００円から２，０００円に賦課金を上げられた実績っていうか努力をされてたっていうこともお聞きしてますので、本当にぎりぎりのところでやられてたんだなというのは、今の参考人からお聞きして感じたところでございます。

恒松恵子委員長　土地改良区も努力されていらっしゃることは、請願で十分委員も理解できたことと思います。そのほかありませんか。

中村博行委員　先ほどの執行部への質疑の中で、執行部がこの請願の理由をしっかりと理解をしていて、そのとおりであると述べておりましたように、本当に農業を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがあって、ここで上がってきた事務費、人件費等の補助を求めるというのは、その中で何とかわらにもすがるというか、そういった思いでの請願だと思います。そういったことから、やはりこの状況をみんなが理解し、また認識する必要があると思っています。

恒松恵子委員長　熟慮して出された請願ということで、委員の皆様も理解されたことと思います。そのほか、ありますか。武野委員、請願を受けて何かありますか。

武野裕司委員　皆さんと一緒です。特にございません。

恒松恵子委員長　福田委員は今いろいろ意見がありましたけど、いかがでしょうか。

福田勝政委員　この請願の理由を読みました。本当にそうだなと実際に思ってますし、やはり議員として、協力すべきじゃないかなと思っております。

中島好人副委員長　請願者も大変な状況というのは聞きまして、請願の理由というのは、納得のできる理由だと思うし、やはり農業を推進していくこ

との位置づけっていうのは、非常に大事なときに来ていると思ってます。先ほどの執行部への質問の中に、本市の推進補助金の要綱に人件費の補助はないということを確認できまして、他市はどうかという中では１５か所のうち１１か所が補助し、四つが人件費という形じゃなくて、推進費という形で補助しているという状況を見ますと、やはり本市においても何らかの人件費なり、どういう形になるか分かりませんけども、補助して事業を支えるということは非常に大事な点だと思います。

恒松恵子委員長　そのほか、委員全員の意見を受けてありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それぞれ意見を述べていただきましたので質疑を終了します。この請願に対して討論のある方はお願いします。

中村博行委員　先ほど、皆さんおっしゃったような自由討議の中で出ましたように、もろもろその理由づけもあったと思うんですけども、本当に土地改良区が非常に人件費等で圧迫されているということから、これはましてや県内の１５自治体が補助を出し、そのうち１１自治体がそういう人的な補助をしていることから、本市もこれに倣うべきであるという思いから賛成の討論をしたいと思います。

恒松恵子委員長　そのほか、討論はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは討論なしと認めます。採決に移ります。請願第２号土地改良区の運営に係る事務費補助を求める請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

恒松恵子委員長　それでは、全員賛成でございますので、請願第２号は採択すべきものと決しました。以上で、請願についての審査を終わりたいと思います。委員会を散会いたします。お疲れさまでございました。

午前１０時３５分　散会

令和７年（2025 年）１２月５日

産業建設常任委員長　　恒　松　恵　子